

〈介護保険給付対象サービスの利用料金〉

認知症対応型通所介護（日額）※介護保険負担割合証による負担割合が1割の場合

種別	利用時間	要介護度	1回の利用料	自己負担額
認知症対応型	3時間以上 ～4時間未満	要介護1	5,430円	543円
		要介護2	5,970円	597円
		要介護3	6,530円	653円
		要介護4	7,080円	708円
		要介護5	7,620円	762円
	4時間以上 ～5時間未満	要介護1	5,690円	569円
		要介護2	6,260円	626円
		要介護3	6,840円	684円
		要介護4	7,410円	741円
		要介護5	7,990円	799円
	5時間以上 ～6時間未満	要介護1	8,580円	858円
		要介護2	9,500円	950円
		要介護3	10,400円	1,040円
		要介護4	11,320円	1,132円
		要介護5	12,250円	1,225円
	6時間以上 ～7時間未満	要介護1	8,800円	880円
		要介護2	9,740円	974円
		要介護3	10,660円	1,066円
		要介護4	11,610円	1,161円
		要介護5	12,560円	1,256円
7時間以上 ～8時間未満	要介護1	9,940円	994円	
	要介護2	11,020円	1,102円	
	要介護3	12,100円	1,210円	
	要介護4	13,190円	1,319円	
	要介護5	14,270円	1,427円	
8時間以上 ～9時間未満	要介護1	10,260円	1,026円	
	要介護2	11,370円	1,137円	
	要介護3	12,480円	1,248円	
	要介護4	13,620円	1,362円	
	要介護5	14,720円	1,472円	
加算	入浴介助加算1		400円	40円
	科学的介護推進体制加算（注：月額）		400円	40円
	サービス提供体制強化加算I		220円	22円
	介護職員等処遇改善加算			所定単位の18.1%

〈介護予防給付対象サービスの利用料金〉

介護予防認知症対応型通所介護（日額）※介護保険負担割合証による負担割合が1割の場合

種別	利用時間	要介護度	1回の利用料	自己負担額
予防認知症対応型	3時間以上 ～4時間未満	要支援1	4,750円	475円
		要支援2	5,260円	526円
	4時間以上 ～5時間未満	要支援1	4,970円	497円
		要支援2	5,510円	551円
	5時間以上 ～6時間未満	要支援1	7,410円	741円
		要支援2	8,280円	828円
	6時間以上 ～7時間未満	要支援1	7,600円	760円
		要支援2	8,510円	851円
	7時間以上 ～8時間未満	要支援1	8,610円	861円
		要支援2	9,610円	961円
	8時間以上 ～9時間未満	要支援1	8,880円	888円
		要支援2	9,910円	991円
加算	入浴介助加算Ⅰ		400円	40円
	科学的介護推進体制加算（注：月額）		400円	40円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ		220円	22円
	介護職員等処遇改善加算			所定単位の18.1%

入浴介助加算Ⅰ…入浴サービスを実施した場合に加算

科学的介護推進体制加算…科学的に効果が裏付けされた自立支援に資するサービス提供を目的として、利用者の身体状況を国へデータ提出する共にそれを活用したサービス提供を実施する場合に加算

サービス提供体制強化加算…サービスを直接提供する者の職員のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が25%を超える場合に加算

介護職員等処遇改善加算……介護職員の処遇改善として加算

上記の自己負担額につきましては、保険者が発行する「介護保険負担割合証」及び「給付額の減額措置」に記載の負担割合により計算いたします。

〈介護保険給付対象外サービス〉

○交通費

通常の事業実施地域以外へのサービスを提供した場合、1km当たり100円で積算した額を交通費として頂く場合があります。

○食材料費

ご利用者に食事の提供するためにかかる費用です。

1回につき 650円（昼食代・おやつ代）

※キャンセル料について

通所予定日の当日にお休みのご連絡をいただいた場合、650 円のキャンセル料をいただきます。

○その他

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者様に負担頂くことが適切であるものにかかる費用をいただきます。

※ 上記のサービス利用料について、市町村の発行する「社会福祉法人等減免対象確認証」の発行を受けている利用者に対し、独自に利用者負担減免措置を実施しています。

前記、保険給付対象外サービスの利用料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 1 ヶ月前までにご説明します。

これらの料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算してご請求し、ご利用の翌月 27 日（土日の場合は翌営業日）にご指定の口座から自動引落としによるお支払いとなります。